

国外犯罪被害弔慰金等

国外犯罪被害弔慰金

支給額

200万円

○支給を受けられる方

亡くなられた被害者の第一順位の遺族

○支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ①被害者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹
- 2に該当しない被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母
⑪兄弟姉妹

※ ○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

※例～亡くなられた被害者に①配偶者及び②子がない場合は、③父母が第一順位となります。

※被害者一人あたり総額200万円で、第一順位遺族が複数人いる場合は均等に分割されます。

国外犯罪被害障害見舞金

支給額

100万円

○支給を受けられる方

障害が残った被害者本人

○「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体または精神の障害で、法で定められるもの（労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当するもの）をいいます。（※）

※国外犯罪被害障害見舞金の対象となる障害

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

◇対象となる犯罪被害◇

日本国外（日本国外にある日本船舶または日本航空機内は除きます。）において行われた人の生命または身体を害する行為のうち、その行為が日本国内において行われたとした場合に、日本の法令では罪に当たたるもの（過失犯、正当行為、正当防衛を除きます。）による死亡または障害をいいます。

◇被害者の資格◇

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方（日本国外に生活の本拠を有し、その地に永住すると認められる方を除きます。）

◇被害者の遺族の資格◇

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方または日本国内に住所を有する方